

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 開会前だが、出村委員、日角委員、小野沢委員が所用のため欠席をするのでお知らせする。
- ・ 本日の議題については15日金曜日に理事者側から説明を受けた際に、正副委員長としては資料配付による報告だけではなく、事態の把握がなかなか難しいことや今後の対応を考え、早急に委員協議会を開催すべきと判断した。
- ・ 開会宣言
- ・ 議題の確認

1 調査事件

(1) 歳入歳出外現金について

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 本件については、お手元に資料が配付されているので確認願う。
- ・ 資料の内容等について、会計部から説明を受けることとする。説明願う。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ 資料説明：「歳入歳出外現金について」 （平成25年2月20日 会計部、総務部、財務部調製）

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 本件について発言あるか。

○阿部 善一委員

- ・ もともと、歳入歳出外現金は地方公共団体の所有に属しない現金ということだが、もう少しわかりやすく言ってもらえないか。全て法律に基づいて、お金の出し入れはされてると思うが、所有に属しないということは、意味的に公共団体の金でないということなのか、もうちょっと詳しく説明してほしい。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ 歳入歳出外現金については、地方公共団体の所有に属していない。その収入、支出については歳入歳出予算には計上されていない。債権の担保として徴するもの、および法律または政令の規定による地方公共団体の責任において出納保管する現金である。また、地方公共団体の所有に属しないということは、現金については地方公共団体の占有に属するんだが、その所有権自体は当該地方公共団体以外のものに属するということである。

先ほど、歳入歳出外現金としては、契約保証金とか入札保証金とか契約が起きたときに一度いただいて、契約が終わったら返すとか、入札が終わったら返すとかということ、それから例えば源泉徴収所得税の部分、職員、それから委員会の委員報酬とか、そういったものを天引きしたものを税務署へ納める。だから、基本的には一時的に保管し、支払いをするという内容。ただ、歳入歳出外現金の中には例えば、公営住宅の敷金があるので入居している間は敷金をいただき、退去されたときには敷金を返すといったものが、全体で保証金として4科目、保管金として30科目あって、その中にさらに細

かく64目に分かれている。

○阿部 善一委員

- ・ そうすると、その取り扱い責任者は、誰になるのか。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ 歳入歳出外現金の管理者については、函館市会計規則第79条第1号で財務部長が指定する者が主管者と規定されており、歳入歳出外現金の科目ごとに、実際には各部局の課長職が指定されている。そして、保管についてはいわゆる会計管理者のもとで保管している。

○阿部 善一委員

- ・ そうすると、非常に範囲の広い取り扱いを一元化で管理するところは財務部長の職名だけの話なのか、それとも実際に一元化で財務部長が管理しなければならないという法律になってるのか、それとも便宜的なのか、慣例的なのか。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ 歳入歳出外現金の各科目については、源泉徴収所得税、市道民税とかいろいろあるが、それぞれの入金があったとき、支払いをするときは、各科目の歳計現金を管理しているところで行う。その支出については、支出命令に基づいて会計管理者で支払いをしてる。会計部では歳計外現金の全体をいわゆる歳入歳出外現金として、総額を会計管理者の口座で管理をしている。

○阿部 善一委員

- ・ 現金出納簿外だから、金の出し入れの帳簿だと思うが、それは誰が保管してるのか。各課なのか、それとも財務部なのか。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ 収入があったときは、収入伝票を原課で起こす。支払いも原課で支出負担行為という形で支払い命令を起こし、会計課の審査を通過して支払い、支出をされるという形になっている。その科目の管理の内容については各歳入歳出外現金を管理しているところでなければ、実態がわからない状況である。

○阿部 善一委員

- ・ 財務会計上の問題として、帳簿もない、伝票だけなわけか。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ 例えば、公営住宅の敷金であれば、入居者に基づいた敷金台帳とか整備しているし、歳入歳出外現金の性格によってはきちんと台帳をつけてる、あるいは出し入れも含めて日常的にわかるような形でそれぞれ原課で管理されている。

○阿部 善一委員

- ・ そうであれば、こういうことは起きないんでないのか。金の出し入れを各課でやれば、こういうことは、帳尻が合わなくなるから起こらないんじゃないのか。どこに問題があったのか。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ 日々の入金あり支出ありという形で、場合によっては事務処理誤りで何らか入ってたんだけど支出を忘れてたとか、そういったことを例えば1年に1回でも定期的にこちらで持つてる残高と各部局で管理してる残高との確認をすれば、余ってる、残高が生じてるのはどういうことかと、原因をすぐ

調査することが可能であったと思うが、そういったことを行わずにずうっと残高あるものについて、繰り越してきたことが、結果、今回の部分になったものと考えている。

○阿部 善一委員

- ・ 幾ら、地方公共団体の所有に属しない現金だったって、3月31日できちんとその年度ごとの決算をするわけだろう。しないのか。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ 歳入歳出外現金だが、先ほど言ったように市の歳入歳出に属する現金ではない。支払日まで一時的に預かり保管するものであるから、歳計現金のように出納整理期間というものもないし、決算というものもない。ただ、その保管については公金という扱いになっているので、公金として歳計現金と同様に扱うこととされている。それを年度で繰り越す際に、3月31日現在の保管額を確認した上で繰り越してればよかったが、その繰り越しを行わずに会計部が把握している、ずうっと引き継いでる残高を引き継いできたというのが、今回の問題と考えている。

○阿部 善一委員

- ・ ファジーで、緊張感のない金の取り扱いをしてんだな。幾ら所有に属しない現金とはいえ公金なわけだ。そういう取り扱いで、別に法律に違反してるわけでも、会計基準に違反してるわけでも何でもないのか。それがノーマルなやり方なのか。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ 歳計現金のように歳入歳出外現金については、決算というものが無いから、年度の概念そのものがない。ただ、繰り越す際には年度の概念はないが、年度に終わったものについては翌年度繰り越しをしなければならないというのは会計規則に確か規定されている。それを、伝票でもって具体的に繰り越しをしてればそういうことがなくできたが、どうも長年にわたりそういった形でなく繰り越しを行っていたことが今回の原因ではないかと思っている。

○阿部 善一委員

- ・ これ、会計監査の対象にはならないのか。定期監査、あるいは年監査含めて。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ 監査には例月出納検査資料ということで、歳入歳出外現金についても大きな科目の部分で当月幾ら収入があって、支出が幾らで、そして残高が今現在どうなってるかという資料は提出している。

○阿部 善一委員

- ・ 例月的に提出していて、結果的にこんな状況になったとしたら、監査に提出した資料自体が問題なかったのか。虚偽の書類でなかったのか。毎日出し入れしている伝票を点検していけば、残高とも比べられるわけだから当然それは出てくるんでないのか、3月31日に締めなくたって。で、そのことを監査にも報告してる、提出書類を出してるんだらう。そこにも問題があったんでないのか。二重三重の誤りと隠蔽みたいなことをしてきたんでないのか。そういう結果にはならないか。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ 例月現金出納検査資料では、そういった歳入歳出外現金収支内訳表を提出し、歳計外現金の保管金残高という部分が、トータル的に全体の月末時点での、歳計現金も含めて口座に管理されてる部分に

ついでの確認はされている。ただ、その中の内訳的にどこがどうかということまでは、監査でどうしているかは、私どもは承知していないが、提出した資料で残高の確認は行われている。

○阿部 善一委員

- ・ そうすると、監査は残高の確認行為しかしてなかったんだ。中身的には金の出し入れも含めての残高ということになってくるんでないのか。その過程の金の出し入れについては、監査には書類は出してないのか。出してるんだらう、残高と照合して間違いないかどうかを監査で調べる、点検するんじゃないのか。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ 例月の現金出納検査を受けるときには、前月の部分をやるものだからその部分の伝票は監査に提出している。監査の方でどういうふうにしているかは、私どもはちょっと存じ上げないので。

○阿部 善一委員

- ・ だけど、その過程で当然、例月の出納簿をつくって提出してるのであれば、当然もっと早くわからなきゃならないはずのものではないか。年に1回の検査とか監査とかっていうんならあるかもしれないけど、例月的なものでずっとやってきてる中で監査よりも会計の担当者自身が、そこは当然、わからなければならない問題ではなかったのか。それすらやってこなかったということなんだろう。それとも放置してきたってということなのか。しかし、例月的な監査を受けなきゃならないとすれば、当然放置してきたということにはならないわけだ。皆さん担当者が、必ず伝票含めて金の出し入れはチェックしてるわけではないのか。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ 毎月の収入、支出の伝票というのはかなりの部分があって、その内容については会計部でもなかなか。結果として、現金のトータルの動きという押さえはできるが、入ってきた部分がどう支出されたか、個々の内容になると会計部とすれば把握できる状況ではない。

○阿部 善一委員

- ・ 日常的に、そういうずさんなことで仕事としてまずいんじゃないのか。伝票1枚ずつチェックしていくんじゃないのか。ただ、流れ作業でやってるだけでと今そういう話をしてるんだよ、あなたの言う受けとめは。違うのか。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ ちょっと誤解がある。
- ・ 入金して支出する際には、入金済みの確認は各歳入歳出外現金を管理してる部局で確認済みという判を押した上で支出命令を出してくる。それを会計部で審査し、支出することになる。だから、歳入歳出外現金だから、確実に収入されたものを出すという部分の確認は、原部での確認のもとに上がってきたものを金額とか、支出先のチェックを会計部ですてるというところである。

○阿部 善一委員

- ・ 聞けば聞くほどよくわかんなくなってくる。
問題は、今4番目に要因となっているが、こういう整理なのか。要因、(1)から(3)までなってるけども、これは建前だけの話であって、実質的な業務の中の要因はもっと別なものでないの、違うのか、

部長。対外的には、(1)から(3)だが、今話を聞いてると過不足が生じた要因は、もっと別なところにあるんじゃないのか。また、こういう問題が起きてくるんじゃないのか。例の介護保険の過誤請求のときに、何をどうするかといった議論をたくさんしたんだ。それが、またぞろそういう形になって出てきてるということは非常に残念で無駄な時間をただ費やしてしまったなどというだけしか今、思っていない。その真の要因というのは、そんな建前の話でなくて、どこにどう問題があってどうしなきゃならないのかで、その責任者としてあなたはこう思っているのか。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ 先ほども歳入歳出外現金は、いわゆる年度の概念がなく決算処理がないということがあるので、そのところを例えば歳計現金と同じように、当該年度に入った部分の支出と収入を決算というような形。それが歳入歳出外現金であれば、繰り越す残高だと思うんだが、その確認をきちんと定期的に行っていれば、例えば支出忘れがあったとか、そういったものがもしあったとすれば、その段階で早く確認がとれ、こんなに長く放置するようなことはなかったのかなとは思う。その確認が徹底して行われてなかったということがやはり、今回の大きな要因でないかと考えている。

○阿部 善一委員

- ・ その大きな要因として確認が行われてこなかったところの原因はどこにあるのか。問題はそこなんだ。その大きな要因として、今挙げたところの確認が行われてこなかったという、その原因はどこにあるのか。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ 歳入歳出外現金は先ほども言ったように、いわゆる決算という概念がない。そして、各部においても、毎月の収入した額と支出した額というのは歳計外整理簿上で毎月月末に引き渡している。だから、当該月に入ってきたものの細かい内訳、それから支出の部分が見えるようなものがいつても。その資料そのものに累積の残高を表示するような形ではなかった。あくまで、それはこの会計システムそのものにも累積の残高が入っていれば、各部局の管理する方でも今現在残高が幾らあるかということの確認はできたのかと。それを会計との間で確認すれば、こういうことが起こらなかったのかと。だから、今の状態だと原部が毎月出てくるものをベースに累積を、数字を積み上げていかなければならなかったという部分もやはり大きな要因であり、この部分については今回の新しい財務会計システムを構築し、移行する際に残高も入れ、よりわかるような形、的確に把握できるような状態に変えようとしている。

○阿部 善一委員

- ・ 帳簿みたいのがあって、そこに累積の残高の記載する項はないということであれば、金額の算定はどう出しているのか。ここに書いてるような金額の算出は何か。1枚1枚の伝票でもってという話になるわけだ。何でこの金額が出てくるのか。収入があって支出があって、その中で伝票と照らし合わせてやってる話で、残高の記載する事項がないというとなんを根拠にこういう数字が出てくるのか、不思議で仕方がない。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ 会計部では、歳入歳出外現金の累積残高というものをずっと累積で数字的には押さえてる。

- ・ 各部でもそれなりにやっているとと思うが、現実に関今調査した結果の中で差異が生じてる部分があった。会計部とすれば累積の部分ベースにしながら、毎月の収入、支出があった差引額でもって累積額というものをやっていると。それについては、歳入歳出外現金の保管金残高という部分で額としては一致し、総額としては間違いない。だから、収入、支出があった部分は電算処理されているので、収入があったときにはもう支出というものは、間違いない。伝票で反映されているので。会計部とすればそれと保管してる現金残高の確認と各部局で今時点でもし今後支払う予定の金額は幾らかといったときに差が生じた部分が今回、過不足が生じているものである。

○阿部 善一委員

- ・ そうすると3の対応だが、これの原資はどう捻出するつもりなのか。余計に払ったものを返してもらうとか、足りないところには払わなきゃならないとかっていろいろ出てくると思う。この金のやりとりは、こう書いてるが保証のある話なのか。原資はどういうふうに関これから予算を確保しようとしているのか。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ 3の過不足額への対応という部分だが、まず1点目の科目誤謬の部分については、科目の入れ替えだけだから、ここでは実質的な金額の増減は発生せず、入れ替えだけである。

2番目の市道民税の北海道への過払いについては、16年度の時に多く払っているので、返還できないかどうか北海道と協議をしているところである。

3番目の函館市の過払い部分だが、これは16年度の時に既に多くこの額を払っているので、今年度の予算の中の税過年度支出金で返還したいと考えている。

4番の漁港使用料については、北海道へ納付したいと考えている。

最後の不明金という部分だが、ここについては9科目の中で残高があるもの、それから不足が生じてるものがあるが、その差の32万8,338円については、一般会計の歳入に受け入れをしたいと考えている。

○阿部 善一委員

- ・ 今後の取り組みだが、今後とも地方公共団体の所有に属しない現金は、会計システムを改善してもまだ残るものも出てくるわけだ。残るとすれば、その扱いをどうするかということも処理上の問題になってくると思うが、どう考えているか。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ 歳入歳出外現金は法律、条例等に基づいて保管してるものだから、これがなくなることはない。先ほど言ったように、私どもの給料から引き去りした所得税を一時的に保管し税務署へ納めるとか、そういったものは法に基づいて、函館市が特別徴収義務者になっているので、そういった部分の業務はあるので、こういった歳入歳出外現金がなくなることは現時点ではないと考えている。

○阿部 善一委員

- ・ だからその取り扱いだ。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ 取り扱いについても、今までどおりの部分で問題があった部分をきちんと是正し、こういったこと

が起きないように形で取り組みを進めていくことで残高の過不足が今後生じないと考えている。その意味では、やはり確認の徹底と今回あったシステム上に表示がされなかった部分を直すことによって、毎月確認ができるような状態にはなるので、気がついた段階で処理ができる形になると考えている。

○阿部 善一委員

- ・ 終わる。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 他に発言ないか。

○金澤 浩幸委員

- ・ 不明な点を確認したいが、例月で会計部とすれば合計の金額はわかってたということであれば、このマイナス877万円という合計は、いつからわかっていたのか。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ このたび新財務会計システム更新に向けて調査した結果、全体がわかったのは12月で額的に過不足が全体で差異が生じ、トータルとすればこの額になるということについては、昨年7月の段階で額としては把握できてたが、それがどうした原因で起きたということについては、各書類を24年度から順次追いかけてながら、どこにその差異が生じてきているかということについて、逐一原因が究明できるまでさかのぼっていった。18年度までが文書保存されているから、それ以前のわからないものについては何か関係書類がないかということでもいろんな書類をあるものからさかのぼりながらやった結果、こうなっているということである。

もう1点、トータルの額だが、全体としての額は通帳と一致してる。この個々の内訳でどういった動きがされてるかについては、毎月の結果の額は会計課は把握してるが、その内容については、先ほど言ったように会計部では個々の詳しい内容については把握できる形にはなっていない。

○金澤 浩幸委員

- ・ だから、24年7月の時点でマイナス877万円あったとのことだが、その前からある程度わかっていたのか。合計で不足額がこんな400とか500とかあるっていう段階が多分あったんだろう。毎月の合計で幾らマイナスになるよっていうのはわかっているじゃないのか、わかんないのか。例月で出してるって、わかるって言わなかったか。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ 歳入歳出外現金だが、1年間通すと残高が平均的で例えば昨年12月31日現在だが、残高でいうと15億円ある。毎月大体そういう形で残高が生じているので、トータル残高がマイナスになることは絶対にない。そういう状態で、どこで起きてるっていうことは、今回初めて問題の調査をし、会計課で把握している残高と各部で今現在もし支払うとしたら幾らあるかっていうことの確認をしていった部分で、判明した部分が今回の過不足という形になっている。

○金澤 浩幸委員

- ・ 普段は、プラスになってるので、この平成24年7月にマイナス877万円っていう数字が出たから、そこから何でマイナスなのかなということ調べてということよろしいか。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ 最初の経過のところでも記載しているが、24年3月に25年4月からの財務会計システム移行に向けて、今までにない歳入歳出外現金についても残高を入れるような形にする。それから、科目でいうとかなりたくさんあるものだから、項目でいうと、それらをきちんと管理していく必要があるということで、そうすると今年の4月から移行する際にはきちんとした残高にしなきゃだめだということで、その確認をする前に、前段階として会計部の中で、どういう形になるのかっていうことの調査をやってみたら、一部の中に過不足が生じているということがわかった。ただ、全体の調査をまだやってないものだから、4月から全体の調査をしていったら7月の段階で会計部が把握している現金残高と各部局で管理している残高との差異が生じた。で、それらの額がほぼわかったのが、先ほどの877万5,000円のトータルである。個々の差異が生じた原因については、やはり調査する必要があるので調査していったところ、相当時間がかかって書類が文書保存されているのが平成18年度以降で、中には破棄されてるはずのものがたまたま関係書類としてあったものについては、あるところまでさかのぼって調査した結果、全体の今回の部分が明らかになったのが昨年12月末という状態である。

○金澤 浩幸委員

- ・ わかった。5カ月ほどかかってやっと中身がわかったということである。この中で不明9科目になっているが、過不足があるって言っていただろう。プラスのところもあればマイナスのところもあるって言っていただろう。一緒くたにまとめて不明の9科目をプラスのところもあってマイナスのところもあって、それらを合計して32万円だがまとめて一括で歳入に受け入れるってことでいいのか。ふえてるところは受け入れてマイナスのところは補填とか、そういう考えにはならないのか。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ 科目の残高の多かったのが5科目あって、それから科目残高が不足してたのが4科目あった。それらを差引きした部分が32万8,338円で、これを一般会計の歳入として受け入れをしたいという意味では調整を行いたいと考えている。

○金澤 浩幸委員

- ・ その内訳を教えてほしい。数字がプラスになってるのが5件で合計幾らで、マイナスが幾らなのか。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ 会計部が保管する残高よりも多かった5科目だが、一つには市営住宅敷金等で27万2,870円、あと公売代金および差押債権で64万2,592円、職員団体の組合費で1万700円、公立学校共済組合で7,150円、市道民税で先ほど解明できた以外の部分の不明金として16,675円が余ってて、合計で94万9,357円の残高が生じた。一方、残高が少なかったのは他市町村住民税で2,900円、それから市道民税の延滞金で1万8,482円、源泉所得税で59万3,592円、条例によるその他の保管金で6,045円で、合計で62万1,019円が不足してた。そのプラスとマイナスを相殺すると32万8,338円になる。これについてはいろいろな関係書類をずっとさかのぼって調査したが、判明できなかった部分として、時期、原因が特定できない不明金である。

○金澤 浩幸委員

- ・ 前からあったっていう可能性はあるってことだろう。18年までの書類しかないってことだから、それ以前からこういう過不足があった可能性はあるっていうことか。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ この部分については、基本的に保存年限18年度以降を調べてる。だからそれ以前の不明金、17年度以前の不明金と考えている。

○金澤 浩幸委員

- ・ 書類がないということはそれ以上調べようがないという判断だということか。で、プラスとマイナスがわかんないんで入れさせてくれということか、わかった。それで、道への過払い分、市では受け入れ後5年以上経過しており、会計規則82条云々かんぬんで歳入に入れるって書いている。道はどういう対応になるのか。協議中ということだが、何かないのか、道として。

○財務部長（大竹 教雄）

- ・ 北海道への過払いのお尋ねがあった。

北海道には1月下旬にこのような状況を説明し、同時に返還について申し出したところだが、このたびの税にかかわる事務処理なり何なりは地方税法で定められているので、税法に基づいた手続きをしなければならないが、地方公共団体間のやりとりについては錯誤が前提とされていないというか、間違えられないという法律のもとなので、そのような規定が定められていないため、あくまでも自治体間のやりとりになるものだから、法律の定めがないことに関しては話し合いの世界で決められることになるので、今、北海道では事実関係の調査を進めているところであるということは聞いている。だから、返ってくるとか返ってこないとかについては、まだ今わからない状況である。

○金澤 浩幸委員

- ・ 話し合いって言うことは、市とすればお願いベースで何とかしてくれしかないから、頑張ってほしい、それと最終的にそこら辺を全部やったらとすれば、これは全部埋まるのか。877万円の不足があって、道から返してもらって、いろいろお金の出し入れをすると全部今、皆さんから出してもらったやり方でやるとお金の面は埋まるということか。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ 埋まる形になる。

○金澤 浩幸委員

- ・ なるということね。例えば、北海道と交渉した結果、588万円は返してもらえないとなったときには、どのような対応になるのか。

○財務部長（大竹 教雄）

- ・ まずは、北海道に対して粘り強く返還を求めていきたいということが第一義的である。そうならなかった、万が一というか、それに関してはその時点で判断したいと思っているが、過去の例を考えると幾通りも種類がないのかなということになる。ただ、返してもらえようとするのが先ではないかと思っているので、その辺理解願う。

○金澤 浩幸委員

- ・ 自分たちにも降りかかって来そうな話なので、頑張ってほしい。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 他に発言ないか。

○齊藤 明男委員

- ・ 先ほど12月の入ってくるお金だけでも15億円あると言っていたけれども、年間通して大体の取り扱いというか、どのくらいの金額なんだろうか。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ 昨年1月から12月までの収入額でいうと、平均的に16億円くらい収入が入ってる。

○齊藤 明男委員

- ・ いや、年間通してどのくらいあるのか。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ 年間で収入額を見ると23年度の部分で282億735万6,700円である。

○齊藤 明男委員

- ・ 相当なボリュームがある金額だ。そうすると、会計部長は保管現金の管理者というかそういう形になっているが、その審査は大体どのくらいのメンバーでやっているのか。歳入歳出外科目を会計部は一応審査して、それから支出行為を行うという形になるが、それは大体どのくらいのスタッフでやっているのか。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ 会計部の審査担当は6人でやっている。

○齊藤 明男委員

- ・ 専門に6人で一応チェックをしてるということになる。そうすると、支出行為そのものは所管部局でやる。その審査はどの程度まで踏み込んでやっているのか。各部局の不足額だとかというのまで全部入ってやっているのか。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ 支出命令という形で伝票が上がってくる。で、それには何月何日収入分を支払うということで、収入については、原課で確認済みという判を押してくる。だから、会計部とすればそこについては、先ほども言ったように歳入歳出外現金というのは一時的に預かり、保管し、支出するという性格なものだから、収入があったものを支出することで収入の確認済みでもってその部分の金額についてはその額を正しいと見なし、ほかの支払先とかという部分をチェックしてるということである。

○齊藤 明男委員

- ・ 要するに、合併時点の道、市町村民税の二重払いっていうのはチェックできなかったのか。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ 支出命令は総額で、内訳があるわけではないのでちょっとわからない。

○齊藤 明男委員

- ・ 普通では考えられない。あなた個人が1回払ったものをまた払うっていうことは、どういうチェックの仕方が必要だと思うか。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ 今回の16年の合併引き継ぎについては、引き継いだ部分と12月に引き継いだけど、例えば道に払うときには既存の市の11月分収入、12月に入ったものを12月に道へ支払いをする。それと合計額で入って

いるものだから内訳は会計部ではわからない。トータル額としての支出命令が起きてるということである。

○齊藤 明男委員

- ・ 6人もスタッフがいて、ちゃんとしたシステムを構築してチェックをしなかったっていうことが、大変残念でならない。要するに、なぜ二重払いをチェックできなかったのか。残高あるからただ払ったでは、全く審査の機能を果たしてないという感じがするが、その辺は部長、どう思っているか。

○会計部会計課長（佐々木 達志）

- ・ 私から答弁する。
合併時の合併引き継ぎ金として引き継がれた市道民税については、通常取り扱いと異なって、通常、道民税は道の納付書に基づいて支払いをしているので、その納付書を私どものほうで審査して支払いをしている。だから、納付書は主管部局のほうで調製しているの、私どもとしては、その納付書に基づいて支払いをしているという形である。

○齊藤 明男委員

- ・ ちょっとおかしい。道民税については主管部局で道に払う分はこれだけだと。だけど、道民税はある程度、額が決まって、市町村民税は幾らっていうのを徴収したら、大体分けてわかるだろう。何月分のは何月に入ったっていうのを特定できるわけだから。それをなぜ二重払いしなきゃいけないのか。だから、結局残高だけでやってるから、来たものは全部払えというような感じになっちゃうわけだ。
だから、会計部の審査はどこまで深くやっているのかっていうことを聞いている。それが一番肝心だろう。私でも1回払ったものを2回払ったら、それはやっぱり調べる。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ 会計部に上がってくる段階では、道に払う部分については計算された結果に基づいて道に払う納付書と伝票がついてくる。会計課とすると、その伝票の額と納付書の額が間違っていないかどうかの確認をしてるところである。

○齊藤 明男委員

- ・ そうすると、二重払いは財務部の所管になるという感じだ。納付書を財務部で支出負担行為は出してるわけだから、会計部はただ、お金があれば何でも来たものを払うという感じになってしまう。だから、ある程度そこをちゃんとしたシステムを構築していかなければこういう問題は、また出てくる感じになる。それはそれとして、再発防止の関係だが、主管部局における残高の確認事務を徹底することは具体的にどういう方向か。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ 毎月の収入、支出というのが今現在はわかる形になっている。その様式に累計の残高を入れることによって、今現在の残高が幾らになるっていうことがわかる形で今回のシステムの改正にあわせてそういう形にしたい。そうすると、各部局の管理してるところで今現在の残高が幾らあるかということが常に把握できる状態になる。

○齊藤 明男委員

- ・ そうすると残高の確認事務は所管部局でやるっていうことにならなくて、会計部でもって新しいシ

システムの中で全部管理するっていう形になるのか。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ 4月から新財務会計システムに移行するので、その段階にまず残高をきちんと確認をし合って、その残高を入れてからスタートする。そうすると、4月以降は毎月の収入、支出がきちんと伝票処理されているのでその結果が反映されていく。そうすると、月末の残高が今あるかということは的確に確認はできる。すると、会計部で毎月つくる例月の部分もあるので、それを定期的に確認し特に年度末においては翌年度へ繰り越す際には今後は伝票での処理を考えているので、その額と会計課で把握している残高が間違いがあるかどうか確認した上で繰り越しを行っていく。そのことで今回の残高確認がより徹底され、今までの問題はこのような形で解決を図れるんでないかなと考えている。

○斉藤 明男委員

- ・ そうすると、各所管部局の科目ごとに残高確認を毎月わかるようにする。それだけで再発防止は済むのか。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ 当然そういうだけでなくそれぞれの行っているところで、そのことがあることによってある程度、例えば歳入歳出外現金のものによっては、当月入ったものを当月支出すると、そうするとそこに残高があるとすれば、何らかの処理忘れがある可能性は気づくだろう。今まではその残高があるかどうか、実はわからない状態だったので。それと当月入った収入を例えば先ほど言った源泉徴収とかは翌月支出するので、そうすると前月入った部分の今ある残高が、翌月に支出するんだとイコールであれば、基本的にはそういったことで、科目によってはある程度確認ができる形になる。ただ、基本的にずっと保管してるもの、市営住宅の敷金とか、あるいは市場の保証金とかについては、各部で保管してる台帳での確認は、各部で的確にされることが必要だ。

○斉藤 明男委員

- ・ 例えば、保証金だとかは相当長くなる可能性もあるだろう。入札保証金は、入札が終わっちゃうと返すような状況になるが、例えば契約保証金とか市場の保証金は何年にもわたる可能性もあるし、契約でも1年、2年になる可能性もある。それを従来きちとやってなかったということか。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ 保証金の関係については、会計部が把握してる残高と各管理者で把握してる残高については一致するので問題はない。

○斉藤 明男委員

- ・ 幾らシステムを新しくしても、入力するのは人間だから、入力するほうが間違っちゃったら全部間違ったデータが構築されていっちゃう。要するに審査のあり方なり、人のチェック機能っていうのがこの改善策の中ではちょっと見受けられない。新しいシステムを構築するのはいいけども、どういう体制でもって会計部として取り組んでいくかっていうのを見ない限り、さっきも言ったように入力するのは人間だから、そこを間違っちゃったら全部間違ったデータが出てくるわけだ。機械は入れたとおりより出てこない。それに対するチェック機能、機械に対するチェック機能をどこでどう構築していくかってのは大変だと思うが、その辺どう思っているか。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ 科目によっては月の中で支出が頻繁に行われるものもあるし、月1回だけ支出をするものもある。収入は毎日入ってくるものがあるが、支出は例えば市道民税は、一旦、歳入歳出外現金に受け入れをして、それを翌月の10日に北海道に合計額を案分し、支払いをするものと日々入ったものの中で動いていくものもある。その部分については、基本的にもし残高がきちんと明らかになれば、常に残高を確認し合うことになると何か処理忘れや計算誤りで支出をしたってということがあれば、その残高を常に把握することによって、相当程度間違いがあれば、その段階で早く気づき、今回みたく長期間にわたって不明な過不足が生じることは避けれると考えている。できるだけそういった事務ミスがないように、歳入歳出外現金があくまで一時的に保管し、支出するものだけということを踏まえ、原課での日々の確認を各管理者のもとでも必要な見直しをしていく必要があるものと考えている。

○斉藤 明男委員

- ・ 確かに歳入歳出外現金は、一般会計とは別だから、なかなか目につきづらいところでどのようになっているかというのは、第三者ではわからない会計なんだ。もちろん監査もその辺は踏み込んでいけないからどっちかっていうとルーズな会計なんだ。280億円もあるお金をそういう状況の中で処理するというのは法律上の問題もあるが、大変シビアにやってもらわないとまた問題が再発する可能性もあるんで、これからの会計部の歳入歳出外現金のあり方を基本的に見直してもらわないと大変厳しい会計になると思うので、これを契機にもう少しちゃんとしたシステムを構築してほしいと思ってやめる。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 他に発言ないか。

○茂木 修委員

- ・ 市民感覚からすれば大変ずさんで考えられない処理をしてきたんだなっていうことがよくわかる。それで再発防止の話があって、この全体の金額の収支をチェックしても、今回起きた過払いとか、ストレートに原因究明につながるのかなっていう心配がある。さっきの話を聞くと何となく合わないからトータルチェックすれば原因究明みたいな話なんだが、それよりもそもそも科目ごとに保管金を管理するようなシステムのほうがいい気がするが、どうか。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ 今回の財務会計システム見直しの中で、今まで確かに会計部では各科目の中にさらに細かく分かれてる部分、34科目あるんだが、どちらかというと全体の大きな科目のくくりの中でくくってやっていた。今後は、そうではなくきちんと各項目の部分、小さい部分までの管理をそれぞれするので、その積み上げをきちんとすることで今後においては原課で管理もできるし、会計部としても把握はできる形になると考えている。それから今回、過不足が判明した部分というのは書類があって確認できたものなので、これはこういうことでの原因だということで計上している。ただ、その他のとこだけは、どうも時期を含めて、17年度以前のものであり、それがどうして起きたかというのはわからない不明金となっている。

○茂木 修委員

- ・ 話が戻るが、この誤謬って実際どうやって起きるのか。どういうミスなのか。誰がどういうミスを

してこんなことが起きたんだろうか。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ 端的に、他市町村住民税の例で申し上げると、このときは合併した旧4町村の職員は、函館市に合併したときに市の職員に、函館市民になる。そうすると、当然給料から引き去りしている住民税については、市の職員のほうに入ればいいんだが、それが市外居住者の部分の科目にその額がいて、支出伝票上は入金するときに他市町村住民税のほうに入れ込んだ。本来、市道民税のほうに入っていればいいんだが、支出のほうはそちらから支出してるので問題はない。結果として、市道民税のほうに入っていないで支出しているから、そこのところマイナスになってる。一方、他市町村のほうでは余ってる状態になってるのが、今回の調査した結果、わかった部分である。

○茂木 修委員

- ・ 聞けば聞くほど何でかなってというのがある。この過払いって先ほどから話があるが、さっき言ったように納付書が来て、会計課としては来たからそのまま払った。だから一月に2回同じ納付書が来たってことなんだろう。どういうことか。

○財務部長（大竹 教雄）

- ・ 過払いの原因についてのお尋ねである。

また複雑になるかとは思いますが、平成16年の11月末をもって旧町村は消滅した。その時点で、各旧町村については打ち切り決算をして、会計上閉鎖している。その際に、11月に徴収した市道民税のうちの道民税分、各町村のときに収入した町道民税分の内の道民税分を合併引き継ぎ金として函館市に「10日の日に払ってちょうだいね」ということで引き継ぎされた。その引き継ぎされた科目が、市道民税という科目の中に入ったわけだが、12月10日の時点では旧函館市の11月分の市道民税の支払いもあって、それを市と道に振り分ける作業と4町村から引き継がれた「払ってね」というやつを足して12月には納めた。それが1回目。そこで終わってればよかったが、今度、先ほど言ったように町村から引き継がれた道民税分の収入元が12月に函館市の市道民税に入金された。通常、12月に収入された市道民税は翌月の10日に市と道に案分して道なり市に払い込むが、それもいただいた1,300万円くらいの道民税分も市道民税としてカウントして、1月に払っちゃったっていうのが、過払いの原因。過払いの原因はそこにあるということが、後ほど判明した。要は、12月10日に払うときに別個に道に払い込んでいたから、12月の合計額が出たときにはその額を抜いて市と道に案分して1月に払わなきゃダメなものを総額を計算して払い込んでしまったから、二重払いになったというのが、この過払いの原因である。

○茂木 修委員

- ・ 話はよくわかったが、普通は考えられない。高々1カ月の間に12月の最初に払っているのに1カ月後の1月初めにそれも足してまた払うっていうのは一般家庭じゃ考えられない話だ。そこは、やっぱりきちっと意識を持ってやってもらわないとシステムを幾らよくしてもまた同じようなミスが起きてくる心配もある。
- ・ この前も報道されていたが、還付金の納付書を前市長の名前で送付されるっていう・・・。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 茂木委員。そのことに関しては、その他の項目でやりたいと思っている。

○茂木 修委員

- ・ その他でやるのか。わかった。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ そのときにまたお願いする。

○茂木 修委員

- ・ 一応、終わる。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 他に発言ないか。

○板倉 一幸委員

- ・ 過不足が生じた科目だが、他市町村の住民税の科目の誤謬があったっていう話があったが、合併時の住民税の話だけなのか、あるいはそれ以降もこういったものがあるかどうかだ。それから、この市役所の職員厚生会の納付金も常に歳入歳出外現金のところにおいてこういった科目で現金が保管されてるといようなことなのか。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ 他市町村住民税における科目誤謬が合併時期以外になかったかどうかということだが、18年度と21年度に合わせて4件あった。これは逆に市道民税と残高が合っていて、本来、他市町村住民税に入金すべきところを逆に市道民税に入れて、支出を他市町村住民税でやったというのが50万200円あって、ここに出てる数字はそれを差引いた結果としての数字を3,386万1,600円という形で記載している。
- ・ 次に職員厚生会の厚生会の金額等の部分については、さかのぼった分というときに常に残高として今言われる額が残ったということである。

○板倉 一幸委員

- ・ 私が聞きたいのは、例えば他市町村住民税は3,386万1,600円で職員厚生会等の納付金は、1,284万7,160円となっているが、こういった額が常に残ってても全く不思議ではないのか。例えば、合併時に何らかの誤りがあって、そういうことが行われたとすれば、それはもう8年もたっているわけだから、なくなるといような仕組みをつくる、一般的には。こういった額が今までそのまま残っていると、ちょっと解せないと思う。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ それぞれ歳入歳出外現金の科目の収入と支出の関係からいうと、函館市役所職員厚生会等納付金については、当月入ったものを基本的には当月出すのが、今、整理するとこの科目の性格からいうとゼロになると思うが、今回調査をやる段階でこういった歳入歳出外現金の各科目の特徴をわかった上で、そういうことが意識されていれば、常に残ってることがどうかと言われれば、やはりこれは何か不明な残高としてあるんじゃないかと思われたと思う。それから、同じく他市町村住民税も一旦当月入れたものを翌月支出する形になるので、本来であれば当月の収入が翌月に出ていくので、残高としては前月入った部分が翌月支出になるということからすれば、こういった残高があるということも今にして思えば、歳計外の各科目の特徴がどうであるかということを理解していれば、ある意味でもっと早

い段階でわかったのかもしれない。大変申しわけない。

○板倉 一幸委員

- ・ そうだろう。多分わかったんだろうと思う。これ、職員厚生会はわかってなかったのか。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ この、職員厚生会の残高があることについては、職員厚生課のほうに確認をしている。そういう意味では、職員厚生課では平成17年1月に入ったものをきちんと2月にしたよということがあって、多分私どもの確認がかなり遅れて、確かにその額を支出してるということを後ほど確認をしたというところである。
- ・ そういうことがあるけど、そちらの残高ではないかどうかというのは確認はしている。それで、職員厚生課では自分のところでは残高はないという回答をいただいている。
- ・ 職員厚生課では残高はないという認識である。で、会計課のほうの資料調製の誤りとしてずっとこの額が残高として長年にわたり生じてたというところである。

○板倉 一幸委員

- ・ つまり、残高の確認がなされてこなかったから、いつまでもこうやってあったということになるわけだ。先ほど茂木委員も話してたが、非常に処理がずさんであるところは言い逃れができないと思う。一般的に、例えば市道民税も調定して、収入があって、収入がないものについては不納額なり、あるいは調定未済っていう処理になると思うが、それぞれの原部で実際にどれだけ調定して、どれだけ収入済額になったのかという確認はしてないのか。そういうのがあれば、歳入歳出外現金で過不足が生じるなんてことはあり得ないと思うが、その辺はどうか。

○財務部長（大竹 教雄）

- ・ この調査をするに当たって、平成23年度からさかのぼって調査したわけだが、調査に当たっては、23年度、まず出入りは合っている、22年度も出入りは合ってる、21年度合ってる、20年度、19年度、18年度、ずうっとつぶしていつて時間を要したが、結果的に行き着いたところが平成16年度で出と入りが合っていない。で、出と入りが合わないことについても、要は4月から3月、もしくは5月までの歳入を結果的に市民税と道民税に案分することになる、最終的には。そのときに旧4町村の4月から11月足す函館市の4月から年度末までの歳入、これでもって歳入歳出を決算しなきゃならないんだが、その確認が正しくなかったというか、そういうことでさらに会計部との残高調整をやってなかったというのが大きな原因でこれほど長年にわたり残不足があるのを確認し合わなかったということに全てのものが行き当たるのかなということで、質問と合ってるかどうかちょっと定かではないが、確認をしなかったっていうのが一番の原因ではなからうかと思っている。

○板倉 一幸委員

- ・ 今回新しい財務会計システムに更新するということで確認をしたらこうだった。だから、新しい財務システムを導入しないで現行のシステムでやっていくとなると、ずうっと多分残って表に出てこないでわからないままになっていったんだろう。それで先ほど会計部長もそういった累積の残高の確認をしていくという話があったが、詳しく歳入歳出外の中身がわからないが、同じ部局の中で複数の科目を持ってるところは、その部局でトータルの計で幾ら入って幾ら残ってる、出たという確認をして

も、その科目ごとで誤謬が生じてるかどうかというのは確認できないと思うが、その辺のところはどういう方法で確認していくのか。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ 基本的には科目ごとで、今でも歳入歳出外現金の整理簿等を各部に渡すので、管理は各部でも科目ごとで押さえる形になっている。

○板倉 一幸委員

- ・ 先ほど話があったが、北海道に対する過払い金は返してもらおうということで交渉しているということで、本当に返ってくるのかどうか心配もあるが、一方では漁港使用料のように北海道にこれは未納分だからって納付をするわけだから、そこは額の多少にかかわらず、お互いに紳士的にやりとりを行って、588万1,000円というのは決して少ない額ではないから市民のためにしっかりとお返しいただくような協議をしてほしいと最後に強くお願いをして終わる。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 他に発言ないか。

○紺谷 克孝委員

- ・ 先ほど斉藤委員の発言の中でもあったが、新しい財務会計だと残高を各部局にきちんと通知できる中身にすると話してたんだけど、実際に三十幾つか科目があるのをそれぞれの各部局できちんとやることになると通知なりなんなりして、徹底してやる。例えば、その報告を毎月受けるとか、制度的なことも少し考慮に入れてやらないと会計部長の頭の中だけで終わってしまえば、仮に残高が通知されてもまた同じような誤りが起こり得る可能性があると思う。だからその辺の対策について、もう少し緻密にやるべきだと思うが、いかがか。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ 歳入歳出外現金の管理者は各科目の各部局の管理職が指定されて、そこが管理することになるので、今回起きたことを踏まえ、その管理もきちんと行っていくことと同時に残高確認をやっていく両方の管理を各部で徹底して行えるようにしたい。

○紺谷 克孝委員

- ・ 第一義的には原部がきちんと責任を持って管理していく、翌月支出するんであれば翌月支出したってことを確認できるかどうか。1年後まで引きずってることがあればすぐ気がついて対処できるようなことをきちんと構築していただきたいということが一つある。
- ・ それともう1点は、不明金か、9科目の、5番目その他の。これは先ほど9科目の中身について少し金額的にもプラスとマイナスがあるということで報告があったが、本来であればきちんと今回提出された資料の中にもって議会に説明すべきでなかったかと思うが、いかがか。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ 今回不明の9科目だが、会計部の把握してる部分と各主管課で把握してる部分の差があるということの数字的にはある、先ほど答えたように。ただ、その原因がどういう形で起きたかということがわからないこともあるものだから、それがその数字どおりなのか、やっぱり原因が不明だということなので今回資料としてつけなかったところである。

○紺谷 克孝委員

- ・ やっぱりわからない部分もあったとしても、どこでどういうふうになってわかる部分だけでもきちんと提出するのが筋じゃないかと思う。先ほど委員の質問で明らかになったが、質問しなければ全くわからないまま報告もなしでそういう状態になってたということを考えてこういう問題については、可能な限りわかっている部分については、全て提出するっていうのが、筋だと思うんだけど、いかがか。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ 確かに配慮が足りなかったと思うので、この部分については別途資料として、今後そういうことがないように。

○紺谷 克孝委員

- ・ なぜ、この金額は少ないけど不明のことを今話したってということになると、さっきの9科目でプラスが5科目でマイナスが4科目という話の中でプラスの住宅の権利金があっただろう。これは本来は権利金を取ってるということになると住宅を出るときには返すお金なわけだろう。そうすると、不明だからって市の一般会計に繰り入れるってということになると本来は住民に返すべきお金であるにもかかわらず、返さないで市のお金にするってということになるわけなんだ、結果的に見れば。だから、他の市町村の市道民税と間違えてやるとかっていう科目の誤謬だとかについては、気がついた時点で、処理するってということで、今の言った不明の9科目の中にそういう住民と直接関係あるお金も含まれてるってことは非常に重大だと思うんだけど、そういう認識がないんじゃないのか。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ 不明がある9科目なんだが、会計部の把握している残高と各主管課で把握してる残高が違ってるんだが、原因がそのとおりなのか、あるいは違った要因でトータルとしていرونなところに科目残高があり、不足が生じてるかということも明らかでないものだから、今回そういう特定もできない。形としてその把握してる部分との差があるのが、この9科目ということである。だから、実際にはその市営住宅のところで残高があるということだが、場合によっては違った要素で入り込んでるのかもしれないということも考えられるのでそういった不明金であると理解願う。

○紺谷 克孝委員

- ・ 不明金について、先ほど言ったとおり報告することは、絶対に必要だと思う。それと同時にそういうお金でないかもしれないけどあるかもしれないわけだ。それは、全くそういうケースがない場合であれば住民との関係が出てこないかもしれないけど、可能性があることについて考えれば、非常に重大だ。要するに、市のずさんな事務処理の結果、住民に迷惑をかけることもあり得るってということが十分考えられるわけだ。あまり責任も感じないで、古いものだから原因究明ができないので一般会計に全部入れてしまうということについては、住民との関係でも重大な問題が含まれている可能性はあると思うが、その辺の責任については感じているのか。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ 不明金の部分を一般会計に入れることにしようとするんだが、公営住宅の部分については、確かに公営住宅の時効は10年という問題があるものだから、今の段階では不明金ではあるが、今後根拠を持った債権者が現れた場合には、時効までの期間は市に支払い義務が発生する可能性がないわけではな

いので、整理では一旦その残額を歳入金で受け入れるが、そのような場合には歳計現金から支出することで対応したい。

○紺谷 克孝委員

- ・ 一般会計に入れちゃったら、返すお金は出てこないんじゃないのか。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ もしそういった場合が明らかになった場合には、科目としては、税外過年度支出金で対応していくことになるものと考えている。

○紺谷 克孝委員

- ・ 重大な中身が含まれてることをあまり認識しないで、こういう提案を行ってるところに重大な問題が含まれてると思う。やはり市の間違いでこういう問題を起こしてるので、例えば住民に対しても、市営住宅を出るときに権利金を返してもらわなかったことがあり得る場合は市役所に申し出れという広報とか、相手が出てきたら処理するけど、出てこなければ一般会計の市の歳入に入れますよというやり方であればあまりにも、無責任な対応と言わざるを得ない。直接、住民とのかかわりが出てくる問題については、自分たちの間違いなんだから、住民に迷惑をかけることがあってはならないので、それらの対処も含めて責任持って、行政としてやる必要があると思うんだが、見解を伺う。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ 今回、残高がある過不足生じてる科目の中には、市民にかかわる部分も確かにあるので、そういった意味では配慮する必要があるものと考えている。

○紺谷 克孝委員

- ・ 今、市営住宅で話があったから私も質問したわけだが、この9科目についてはプラスマイナスも含めて、可能な限りの資料を改めて請求したい。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ ただいま、紺谷委員からその他の32万8,338円についての詳細な資料について要求があったが、理事者側ではいかがか。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ 結果、17年度以前の不明金として額があるだけであって、その内容がどうこうというところについては、資料はない。だから、表として簡単に科目名と不明金額が幾らという形での資料しか提出することはできない状態である。何らかの原因があるのであれば、それは特定ができて話なので、それができないということでの不明金。それも先ほどから言っているように、そこで起きたかどうか、わからない不明な部分もあるからトータルとしてそういう状態になっているということである。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 皆さんに相談だが、そういうような科目しか出てこないという資料だが、市民にかかわった金額でもあるので、どうするか。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ もしよければこういった、あくまで項目しかわからない表ということだが、今、配付させていただく。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 人数分あるのか。

（事務局 資料配付）

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 紺谷委員から資料要求があった資料が配付されたが、これについて紺谷委員、どうぞ。

○紺谷 克孝委員

- ・ プラスマイナスでは、今まで金額が出てたので、32万8,000円ということだ。新しい資料を見ると、市営住宅の敷金というのは27万2,870円ということで、これは例えば金額からいって、例えば内訳がわかるとかいうことはあり得ないのか。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ 結果を言うと会計部で把握している残高と主管課で把握してる残高の差がこの額になってるということで、内訳があるというものではない。それがわかるということは原因が明らかになるということになるので。そういうものである。

○紺谷 克孝委員

- ・ そうすると、金額だけはわかるけどどういふものなのかはわからないっていうことか。何人から出たとか、金額が幾らだとかは全然わからないということか。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ 主管課では、残高はないという認識になっている。この差がないということである。残高はあるが別に管理してる分があるので、その差がないということである。うちとの差が27万円あるという認識には立ってない。だから現在あるのが正しい残高だという、今入居者がいる部分からいうとそうだ。だから内訳詳細等はわからないということである。

○紺谷 克孝委員

- ・ そうすると、そういう認識であれば、また科目の誤謬なんかによってそういうふうになった可能性があるということか。そういう可能性もあるということだ。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ そういった形で入り込んでる可能性も否定はできない。だから、これらの原因がわからないものだから、差としてこういった過不足が生じてるということで、それがどういう要因でここになってるかというのは原因がわからないものだから、そういった科目の誤りで入り込んだこともないともいえないと思っている。

○紺谷 克孝委員

- ・ それでは本当に不明金そのものの名前の不明だ。4番目の債権の受入金で、例えば差し押さえをして公金が入ってきたということだと思うが、実際払われてきてないってことで押さえられる可能性もあるんじゃないのか。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ これらを管理してる主管部局が結構複数の部局にまたがっていて、それらの主管部局にそれぞれの残高を確認し、その合計額と会計課で把握している現金残高と照合したところの差額として現れたも

のであり、既に5年以上も経過しており、資料もなく調査できないということから今回不明金としてお示しした。

○紺谷 克孝委員

- ・ そうすると先ほどの市営住宅と同じように、差し押さえられてそれを売買されてお金が入ったにもかかわらず入ってないってなってる可能性もあるわけか。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ その辺は何ともわからない部分でとにかく形として残高の差でいうとあるということで、可能性としてはそういうこともあるのかもわからないという状況である。

○紺谷 克孝委員

- ・ ちょっと幾らやってもわからないということで議論が進まないが、こういう資料が提出されないとわからない部分がわからなかったということなので、今後どう処理して、こういうことを起こさないような対応が一番望まれると思うし、私としてももう少し調査して、機会があればまた質問したい。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ それでは、他に発言はないようなので発言を集結する。
- ・ 理事者は、本日の議論をよく踏まえ今後の対応を進めてほしい。
- ・ 財務部は退席願う。

（財務部退室）

2 その他

○委員長（工藤 恵美）

- ・ その他だが、会計部より発言を求められているのでこれを許す。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ 既にマスコミ報道されているが、会計部から市民の方々に発送した支払案内通知はがきの市長名を誤って前市長名で発送したことについて、大変申しわけなくおわび申し上げる。
- ・ その経緯等について、これから資料を配付し、説明したい。

（事務局 資料配付）

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 会計部長、お願いします。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ 資料説明：支払案内通知（はがき）の発送に係る市長名の誤表記について

（平成25年2月20日 会計部、総務部調製）

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 本件について、発言ないか。

○阿部 善一委員

- ・ 例の介護保険の過誤請求のときにいろいろと議論をして、再発防止のために何をやるか、誰が何をしなければならないかということをもとめた。それを委員長、資料として要求する。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ ただいまの阿部委員の資料要求だが、その資料について用意できるか。総務部か。

○総務部長（上戸 慶一）

- ・ 介護保険の問題のときの、福祉部から委員会に提出してる資料かと思われるが、よろしいか。

○阿部 善一委員

- ・ 原因は福祉部の介護保険の問題だが、全体的にどうするか福祉部関係だけの電算と業者とのやりとりをどうするかと三者の問題で再発防止のためにどうするかとまとめたものがあるはずだからその資料を出してほしい。

○総務部長（上戸 慶一）

- ・ 再度になるが、福祉部として一連の介護に係る再発防止策というか、トータルとして委員会に出したものだと思われるので、それだと今すぐということにならんだけでも、改めてまた資料として提供することができるかと思う。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 資料は用意できるということか。

○総務部長（上戸 慶一）

- ・ 前に委員会に出させていただいた資料として、同じものになると思う。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 今の阿部委員の要求された資料について、委員会の資料とさせていただきたいと思うが、いかがか。（異議なし）
- ・ それでは、そのように確認する。
- ・ 阿部委員のイメージする資料と総務部または議会事務局で今調べているので、その時間を使って他に発言があれば、それとも休憩するか。（はい）
- ・ それでは1時再開で休憩する。

午後0時06分休憩

午後1時02分再開

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 休憩前に引き続き会議を続ける。
- ・ 阿部委員からあった資料要求について、参考資料として事務局が用意したので発言願う。

○阿部 善一委員

- ・ 再発防止のためにどう啓発し、職員研修を行ったのか。

○総務部長（上戸 慶一）

- ・ 前回の介護の問題で対応策として、電算システムをあまり過信しないようにということで全庁的に文書で、電算システムから出る帳票については必ず確認してくださいという通知は出しているし、庶務担当課長会議の場でも、そういったことを徹底するようにと話している。

○阿部 善一委員

- ・ 本会議等でも再発防止に努めたいと市長の答弁も何回もあり、職員も知ってるはずで当然そういうことがされていると誰もが理解していると思うが、今回のように問題が起きたのは各部で生かされてなかったということなのか。

○総務部長（上戸 慶一）

- ・ 今回の市長名を間違えたというミスだが、大きな原因はホストコンピューターを更新するということで業者をお願いしていた。前回の介護保険のときには、ホストコンピューターにおける介護保険事業のソフトを改修する委託事業で上がってきた成果品に対するチェックが十分でなかったという状況であった。今回は、ホストコンピューターのハードをかえるということで今使っている現時点でのプログラムをそのまま新しいハードに入れてくださいというリース契約の更新を進めていた。今あるホストに入ってるプログラムを新たなホストのハードに入れる作業だが、たまたま業者が古い市長名のプログラムを持っていたようで、その辺は市は認識していなかったが、業者がその古いプログラムを使って新しいホストコンピューターに組み込んだことが大きな要因だと思っている。ただ、それから出された帳票が違っているわけでそれを会計課が十分に確認できなかったというのが事実なので、その点についてはおわび申し上げなければならないと思っているし、反省している。

○阿部 善一委員

- ・ 作業がどうであれ、資料に書いているように完了検査の問題で、そのことは厳しく指摘されねばならない。結果的に怠ったからこういう問題が起きたのではないか。
いろいろな電算の作業ではなくて、最終的には第三者でもって完了検査を行うことがされるかどうかの問題だと思うが、そのことに怠慢な業務があったのかを明確にしなければならないのではないか。

○総務部長（上戸 慶一）

- ・ 個人でもパソコンを買いかえたときに今使っているプログラムをそのまま入れてくださいと願う。当然今あるソフトが入っているもんだと思っていた状況にあると思う。古いプログラムを市では持っていないわけで委託した業者が同じ業者だったということもあるんだろうが、業者で独自に持っていたプログラムが旧市長名であった。それを業者が今のプログラムだと勘違いしたと思うが、そういう形で組み込んでしまった。

いずれにしても、言いわけするつもりはないが、市とすれば機械をかえて今のプログラムを入れてくださいというお願いをしてるんで、当然新しいプログラムが全部入ってるものだと思っていたというのが一つあると思う。だからこれが、前回の介護保険のときの新たなプログラムをつくっていくプログラムの改修の場合とちょっと違ったんだろうと思っている。一方では、印字されたものが市民に渡るわけだから、その時点でその他の数字だとかフレームだとかのチェックはしてるんだけど、市長名までは至らなかったということなんだが、当然チェックはしなきゃいけないと思ってるし、チェックしたつもりが見落としだったのは事実だと思っている。

もう一つは、先ほど言ったようにシステム改修だけではなくて、今回のようなあくまでも機械の更新とかそういうものであっても、コンピューターにかかわるものなので、万が一のことがあればということで確認はしていく必要はあるのかなと思っている。ただ、ホストコンピューターに入ってる帳票類というのは相当莫大なものがあるので、それを体系的に情報システム課という意味だ

がなかなか難しいと思っている。やはりそれぞれの原課が出されたものを改めてもう1回チェックしてもらうことが必要だと思っている。

○阿部 善一委員

- ・ どうも部長の話の聞くと聞き直りにしか聞こえてこない。入り口はどうであれ、出口がきちんとチェックされたかどうかというのは、今の話だとチェックしたけど見逃したって話だ。チェックしたけど見逃したというのはこれはどういうことなのか。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ 会計課で発送した際のチェックがどうだったかということでお答えしたいと思うが、システム課から引き継いだ部分について、会計課でデータを入れてる印字内容の確認を行った。特に宛先、支払い内容、支払い金額、受け取り場所の確認、あるいは口座振替の場合は宛先、支払い内容、支払い金額とかそういったデータとして入れた部分について間違いがないかどうかチェックしたが、帳票そのものが、今回ホストコンピューターの更新があったかどうかは一切知らず、何か環境を変えたということは一切知らず、通常のとおり行われてきたものだと受けとめ、会計部でデータ入力してる部分のところが間違いがないかをチェックして発送したという状態だ。確かに、全体のが出てきたときに、市長名も含めたものをチェックがどうだかといえば、今回その部分が通常何も変更がないものとして受けとめをした。プログラムを変えてない、例えば帳票プログラムを変えてるわけではない通常のもが出てくると思ったところが、出してみた後にそういった部分があった。この辺、こういった形でコンピューターなり、あるいは何かがあったということがあれば全体を1回チェックしたかもしれないが、今回そういうことがなかったの、通常のもが出てくるということの判断で、そういった部分までチェックはしなかった。ただ、全体的には受け取ったときに汚損があるとか、何かがあればそれは当然もう1回お願いすることになるので、そういったことはやっていたが、主はやはりデータとして入れた部分のところが間違いがないかどうかのチェックが主だったというところである。

○阿部 善一委員

- ・ あなたの話を聞けば、今後も幾らでも起こると言ってるのと一緒だ。事前の作業の打ち合わせとか、中間のチェックだとか、完了検査だとか、何のために会計課が、電算室があって、SECがあるのか。結局、丸投げしてるからこういうことになるんじゃないのか。そもそも性善説に立ってやってるのかもしれないんだけど、丸投げしてそれぞれの立場でやる人がやってないからこういうことになる。もう二度とこういうことは起こさない、職員に徹底すると何回も市長が本会議場で陳謝したり、宣言したり断言したりしてきたことが何も生かされてないということは、どういう仕事をしてんだ。人間だから当然ミスはある。だから、複数の人間を配置してるわけだろう。今話を聞けば、まさかこんなことが起きるとは思わなかった、日常の業務の中の一環だと言うが、先ほどの会計と同じことではないか。また、簡単に起きるということを答弁してる。それであれば、その作業一つ一つに対してSECが、一つ一つの業種別について、防止策をつくらなきゃいけない。普段は何やるときにはどういうチェック、この作業は、こういう委託は、こういうチェックが必要と全部つくらなきゃいけない。それをつくるべきじゃないのか、どうなのか。つくるとしたらチェック体制を、機能を、項目をつくるべきじゃないか。そうでないと再発防止なんかならない。

○総務部長（上戸 慶一）

- ・ 確かに、何というか、情報システム課と会計課との連携の部分がちょっとあったのかと思ってる。ただ、大変繰り返して申しわけないと思うが、総務部としてもその古いプログラムがあるということも把握していない状況の中でそのようなことが起こり得るはずがないんだろうと思ってたということが一つある。いずれにしても、阿部議員が言うように、前回の介護のときとは若干違うが、市民に対して発付するとか、何らかのアクションを起こすような文書とかだけじゃないが、確認はしていかなければいけないと思ってる。一方では、先ほど言ったようにホストコンピューターから出る帳票も本当に莫大なものがあるので、例えば今回ホストの更新だったが、プリンター部分をいじるとか、端末をいじるとかいろんなことがあるわけで、そのたびそのたびにかかわる部分の帳票なり、データなりを確認することが、一つの部局ではなかなか難しい。ただ、最終的に市民に対してアクションを起こす前にチェックする仕組みが今回そういう意味では徹底できていなかったと反省している。総務も含めて、今後改めてそういったチェックをすることを市民に周知したい。

○阿部 善一委員

- ・ 今回は、会計課と電算室の問題だが、ほかのところだってあり得る。そうすると、全庁的な防止策をきちんとつくらなきゃだめだと思う。今、総務部長が言ったが、具体的にどうするのかということになってくるし、もう一つはSECとの委託契約である。これも前回問題になったが、委託契約をどうするかということも問題になってくる。そこは全部電算室、あるいは会計課がどういう打ち合わせをしたのか。勝手にやってるわけじゃないと思うんだ、電算室が。契約の見直しをしなきゃならない問題だと思ってる。そういう全体的な防止策は、つくらなきゃないと思ってる。

○総務部長（上戸 慶一）

- ・ 繰り返しになるのかもしれないが、今回は前回と違って委託契約ということではなくて、あくまでもリースの更新ということで機械だけをかえてくださいということでやったわけだし、そういう契約になっている。いずれにしても、こういうことが実際の問題として生じたということ、それから午前中に話した歳計外現金の話だとか、私が総務部長になってから3年間いろいろあった。そういう中で都度、都度、職員が徹底してやったつもりだが、それぞれの要因を見ていくと現場での対応といえれば変だが、現場でそれぞれの問題が違うと思う。今回の問題もやっぱり前回とは違うと私は思っているし、そうした事象に対して現場でどういったシステムなりルールなりをつくっていけるかとか、つくっていかなきゃいけないんだろうと思ってるし、午前中のこととか、きょうの午後のこととかがあるので、改めて職員の意識の向上とか、意識の改革とかそういったことを徹底したい。

○阿部 善一委員

- ・ 何回も言うように意思の改革じゃ限界があると思う。やっぱりシステム化しなきゃだめだと思ってる。意識の改革って、人事異動もあるし、人もかわってくる、ものの考え方も変わってくる。入り口から出口までのシステムをどうするかと、きちっとしたシステムを構築してくってということが大事だと思う。意識じゃないんだ。だから、そういうのをつくらなきゃだめだろう、精神論だけじゃなくて。SEC含めて。これ早急に再発防止のためのシステムを全庁的にやるべきだ、どうか。

○総務部長（上戸 慶一）

- ・ まずは、介護の問題、それから今回の問題だけではなくて例えば企業局、水道局での問題等もあったわけだし、そういった意味では電算にかかわる部分ということで今、具体にお示しはできないが、委託であったり、リースの更新だったり、さまざまな場合が想定されるので、そういった部分でどこまでできるかわからないが、できるだけ具体的なシステムとか、仕組みとか、そういったものを検討したい。

もう一つは、一連いろいろあった中でそれぞれの問題、例えば先ほどの歳計外の問題にすると合併当時ということはあるのかもしれないが、結果的に税の二重払いの事務処理をしたということ。一方では、会計課では監査に出す帳票を単純な間違いだが、科目を間違えたってこともあるとか、それからそういうチェック機能が働いてなかったというそれぞれの事象に対して、それぞれの要因があるんだろうと思っている。それをトータルしたシステムってなかなか難しいというつもりで先ほど申し上げたんだが、それらを現場になると思うけれども、課内で今やってる事務をもう1回検討しながらどういったミスが起きるのかということも含めながら検証してもらい、そういった中でこれまでの事象を勘案しながらどういったシステム、制度、仕組みをつくっていいのかを考えてほしいという意味で各部には徹底させてたいと答えたつもりなので、そういった方向でやらせてほしい。

○阿部 善一委員

- ・ ミスは起きるということをまず前提にものを考えなくてはならない。その場合に、ミスを起こしたものをどこでどうチェックできるか、そして修正できるかということが頭になければならぬ。たまに間違いを起こすかもしれないということではなくて、間違いを起こすんだという前提につくっていかなければならないと思う。特にお金も絡んだり、人の名前を間違ってるというのは、非常にデリケートな問題で、それを受けた人は本当に嫌な思いをする。だから間違いを起こすもんだと。で、その間違いは起きたら途中でどっかでチェックできると。全庁的に再発防止のための入り口から出口までのそういうシステムを庁内として作り上げていくということでなければ再発防止にはならない。それでもまだ部長、また各部に言うと言言されるのか。ミスはこれからも起きるんだ。

○総務部長（上戸 慶一）

- ・ 先ほど言ったように、電算にかかわる部分については総務部が所管しているので、それにかかわる全体的なというか、阿部委員おっしゃったような仕組みというのは、検討させてほしいというつもりで先ほど話したが、それ以外の項目についても、きょうの午前中の議論でもあったけれども、市税の二重払いという言い方はちょっと大きな言い方かもしれないが、そういう事務の間違いは確かにあると思う。それからさっき言った会計課での帳票のつくりの間違いだとか。ただ、それが今回の場合、チェックする仕組みがなかったんで、これだけ長い期間かかってしまったというのが今回の事象だった。それがそのときその年に気がついていれば当然修正もされただろうし、大きな問題にはならなかった問題なんだろう。いずれにしてもそういうチェックのシステムが機能していなかったということもあるので、概念的になった言い方になるのかもしれないけども例えばチェックシートをつくるだとか、複数チェックするだとか、チェックの体制をつくるということ自体は全庁的な仕組みとして取り組んでいかなければならないと思っているし、そういった対応を全庁的にはさせてほしい。ただ、私が申し上げたのは個々の事象、個々の事業、事務によってやり方の異なる部分があるので、そういっ

た面でもやはりやってかなきゃいけないんだろうと思っている。ただチェックということだけではなくてというつもりだった。そういう意味では意識の改善、それから事務の改善というようなことで各部には申し上げたい。いずれにしても、どういった形になるかというのは今具体的に示せないが、全庁的にチェック機能が働くような仕組みづくりに努めていきたい。

○阿部 善一委員

- ・ 例えば機械を動かす、電氣的に動かすという場合、シーケンス制御という順次起動がある。一つのスイッチが入って、そのスイッチが入らなければ次のスイッチが入らない。そしてその次のスイッチが入らなければ次も入らないし物も動かない、これがシーケンス制御だ。私は役所は、何年も話してるように、シーケンス制御がないと思ってる。いわゆるチェックが非常に曖昧だ。本当に市民の税金を預かってるという感覚が段々薄れてきてるんじゃないのか、最近是非常に技術的なもの、あるいは事務能力も低下してきてると言われてる。これは皆さん職員の中から出てる話だ。能力が落ちてることは認めるが、それをどうやってカバーしていくかという議論がされてないということは非常に憂慮すべき事態だと私は思う。きちんとシーケンス制御というものをもう少し取り入れて、再発防止がどういう形で活字で出てくるのかわからないけれども、少なくとも精神論だけでは解決できないと断言する。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 他に発言ないか。

○茂木 修委員

- ・ 確認だが、このホストコンピューターの更新作業のときに誤って古いプログラムを使用したっていうことは、前のホストコンピューターに古いプログラムも一緒に入ったということか。

○総務部長（上戸 慶一）

- ・ 結果として、先ほど言ったように業者さんが残してあったということである。

○茂木 修委員

- ・ ほかにそういうのはないか、確認したか。このプログラムだけか。

○総務部長（上戸 慶一）

- ・ 今回のホストの更新に当たって、これ以外の部分については確認して、それ以外はないということである。

○茂木 修委員

- ・ 何でこれだけ残していったのか、その理由は聞いたか。

○総務部長（上戸 慶一）

- ・ 先ほど来から言っているように、前回の介護のときとはプログラムの改修とちょっと違うんだけど、プログラムの改修時点でも古いプログラムを残して使える状態にしてあったということが、やっぱり一番大きな問題だったわけで、あの時点でも業者さんに対しては古いプログラムについては削除するか、どうしても過去のデータを処理しなきゃいけないということもあるそうなので、そういう場合は、新規のパッケージソフトの中では使えないようにしてくださいといったお願いはしてあった。今回もそういうことでそうなるんだろうなと思ってたんだが、確認したところ単純に削除忘れし

たということだった。

○茂木 修委員

- ・ 阿部委員が言ったとおり全く生かされていないだ、前回の経験が。それはSECの問題も当然あるかもしれないが、それをチェックする市側の責任も当然私はあると思う。全くチェックしてなかったということだろう。そうやって言ったのに、その言ったことが実行されてるのかどうかってことを確認してないということだろう。どうなのか。

○総務部長（上戸 慶一）

- ・ 前回のことから、先ほど言ったように業者にはそういった指示をさせてもらったが、結果的に市長がかかわって市長名が新しくなって、それがそういうシステムに変えてるといふことの確認はしてるんだが、その古いシステムというか名称が入ったプログラムというか、それを削除してないということを確認してなかったということなんで、その点については茂木委員の言うようにある意味十分ではなかったということと反省している。

○茂木 修委員

- ・ 函館市でなくてどこの都市もそうだが、この情報システムは本当に業者頼みになっていて、職員が業者の作業についていけないという実態があるのは確かにある。だからどこまでもやっぱり小まめにチェックし、間違いを起こさないようにしようという気配りというか、さっきシステムって言っていたが、そういうシステムをきちっとつくってところが当然大事だし、その後には会計も、当然だって言うかもしれないけれども、数字だとか発送先だとかというのは当然チェックはするんだろうが、人に物を渡すわけだから、発送するわけだから一応全部見てみるというのが、普通民間だったら当たり前の話だ。幾らコンピューター出てこようが何しようが全部見る、一通り。121通もあって、1枚見ればいいだけだろう、要は。同じ物なんだから、市長名なんていうのは。その1枚も確認してないっていうその姿勢、私は信じられない。何でそんなことになるんだろうか。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ 茂木委員からあったように、確かに1枚だけ確認すればあと残りは同じ物が出てるといふことになるので、その意味では全体の最低限のチェックをすれば、実質の中身もチェックしておけばこういった部分が、今回みたいなことが起こらなかったと思う。そういった意味では大変反省しているし、今後はこういったことのないように複数でのチェックをチェック項目も含めて、内部でチェック体制の強化を図って再発防止に努めていきたい。

○茂木 修委員

- ・ 福祉部の過誤申請のときもそうだが、コンピューターから出てきたものは全部正しいんだみたいに思ってたら同じような間違いがまた起こってしまうので、そこは注意深く慎重に対応してほしい、二度と起こらないようにということを毎回、必ず言うんだけどまたまた起きてしまうから、本当に慎重に対応してほしい。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 他に発言ないか。

○板倉 一幸委員

- ・ 基本的には、午前中の議論と根は同じでシステム上の問題と人為的なミスが重なって、こういうことが起きたと思う。この資料でそれぞれ例えばプログラムを変更をしたときにはどうすると、こういうようなことが書かれているが、ホストコンピューターを更新するのは何年かに1回ずつ更新していくんだらうから、そのときに全て正常なシステムとして更新をされてるかどうかという確認は、総務部でやっているのか。

○総務部情報システム課長（斉藤 総一）

- ・ ホストコンピューターの新機種の更新については、6年に1回ずつ行っているが、更新に当たっては機械が正常に動くということをまず一番に確認していて、プリンターから出力されるということについても確認はしているけれども、その出力される中身については全てチェックしてるというわけではない。あくまでも出力が行われるということだけでチェックをしている。

○板倉 一幸委員

- ・ 通常、今回のようにホストコンピューターを更新したときに、まさか古いプログラムがそこに入り込むということを考えてないと思うが、実際にはこういうことが起こったわけだから、これは更新時にそれぞれのシステムが正常に動くかどうかというよりも正しく更新をされたかどうかという確認をする、そういう作業が必要になるのではないか。

○総務部情報システム課長（斉藤 総一）

- ・ 今回の機器更新において、今回打ち出しされた過誤納還付充当通知書のほかにも何種類か今後出力されることになるが、もう一度新しいホストコンピューターから出される出力物を今、再度チェックを行い、本番で出力されるまでにはその確認作業も終えて正しいプログラムとして出力されるよう調査を行っているところである。

○板倉 一幸委員

- ・ それは帳票に出力されなければ正しいものが更新をされたかどうかというのはわからないということか。

○総務部情報システム課長（斉藤 総一）

- ・ あくまでも本当に打ち出ししてみて、正しく出てるかどうかを目視で確認して本番に備えたい。

○板倉 一幸委員

- ・ それしか方法がないのかどうか、実際に更新をする側の委託の事業者側のほうでシステムが正しく更新をされたかどうかという確認をする必要があるのかどうか。しかし、打ち出してみなければわからないというのも不安なことだと思う。ホストコンピューターに何らかの不具合が生じた場合には全ての電算システムに影響が出てくることになるわけだから、やっぱりホストコンピューターがゆえにしっかりと点検とか、検証とか、そういうものが必要になってくるのではないかと思うが、その辺のところはどうか。

○総務部長（上戸 慶一）

- ・ 私もちよっと専門家ではないが、ホストコンピューターそのものが正常に機能してるかどうかという話だったと思うが、厳密に言うと市の職員にそこまでホストコンピューターの構造とか動作とかっていう知識はないということで業者をお願いしてる実態がある。端的に言うとそれをハード的に検

証するすべというものは多分、市の職員では無理だろうと思っている。一方では、どうしてもいろんな意味でトラブルだったりということもあるわけで、それを常時把握するためにどうするかっていうと打ち出された帳票なり、出てきてるデータなりの監視になってしまう。これは、先ほども前段に話したが、ホストコンピューターから出てくる帳票とかデータは1,000以上になる。それを毎回、毎回というのはなかなか難しいので、それでそれを使用する原課にチェックをしてもらおう。今後は、改めて複数でやるとか2回やるとか3回やるとかっていうやり方しか多分ないと思ってる。そういった意味でどこまで系統的に、制度的にといえるのかどうかかわからないが、そういった取り組みをさせてほしい。

○板倉 一幸委員

- ・ 理解できないわけではないが、電算システムを活用して事務処理を行ってるわけだから、その辺はシビアに監視できるような体制が必要だ。で、今回は15日に市民から電話連絡があるまでわからなかったんだね。システムを更新をした業者も会計課もそこが従来の名称であったということに気がつかないまま行われていたということだが、先ほど来からいろいろ話があるが、しっかりチェックをする。これは本当に人為的なミスでそのまま発送されたということになるわけだから。どこがするか、会計課もその責任がもちろんある。それから事業者側にも責任があると思う。しかしお互いに人任せでいいということではないから、ちゃんとしっかりしなきゃない。
- ・ 細かい話だが、これによる市の損害はどのくらいになるのか。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ 再発送にかかった経費かなと思ってる。だから郵送費がメインと、あと当然コピーするし紙代等がかかる。で、新たに新システムで再度打ち出してもらってるということになる。
129通の80円だとすると1万円くらいと考えている。80かける129が最低かかってる。

○板倉 一幸委員

- ・ 目に見えないのがあるだろう、人件費とか紙代だとか、印字するためのプリントに要する費用だとか。それはどこが負担してどう処理するのか。

○会計部長（西濱 晴二）

- ・ 会計課の中の会計管理費の中で支払いをする形になる。

○板倉 一幸委員

- ・ それは函館市に、会計課に全責任があるということになるか。

○総務部長（上戸 慶一）

- ・ 先ほど私からも話したように、更新をお願いした業者の責任は大きいものがあるので、当然業者には注意をしたし、それから今後こういうことのないようにと改めてそういう申し込みをさせてもらいたいということで、責任ということであれば少なくとも市だけがということではなくてと思ってる。一方では、かかった経費、1万円強になるろうかと思うが、それについては少なくとも市が全く責任がないというわけではないということも踏まえ、市の費用からということにさせてもらいたい。

○板倉 一幸委員

- ・ そこにかかわる経費をどう負担をするかというのが議論になるが、責任の度合いに応じてお互いが

案分をしていくというようなことが行われてると思う。金額は確かに1万幾らという少額なのかもしれないが、金額の問題ではなくて、今回の事案の、事件の責任の所在の問題になるわけだから、そこはお互いに受けた損害を負担し合うということが必要になるんじゃないのか。

○総務部長（上戸 慶一）

- ・ 先ほど言ったように、責任の問題に関するどっちがということがちょっとあるのかもしれない。少なくとも双方にあるものだと考えている。金額は1万円強と小さい額ではあるけれども、その部分については業者側ともちょっと、どういう形になるかは別にしても、話をさせていただきたい。

○板倉 一幸委員

- ・ ぜひ協議をして、求めてほしいと思う。
- ・ 市は、最終的にそういったチェックをする責務を怠ったわけだけけれど、話をしていたように本来だと旧来の古いプログラムを新しい更新をするホストコンピュータに移行することはあり得ないわけだから、そういった作業を行うときにミスがあったことになるから、度合いからいくと事業者のほうがより大きなミスがあったと私は個人的に感じる。

当然、責任は両者にあるが、一定の負担をしてもらうことが必要だと思うので、改めて返事をもっても同じだろうから、ぜひ協議調整をしてほしい。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 他に。

○斉藤 明男委員

- ・ ホストコンピュータは6年に1回更新作業をするが、事前に作業内容とか打ち合わせをしているのか。どうか。それから完了検査か何かの際には出力帳票まである程度確認して行ってるのか、その辺だけ確認をする。

○総務部情報システム課長（斉藤 総一）

- ・ 更新作業に当たっては、当然私どもと業者でいついつこういう作業をするという打ち合わせはしているが、どのプログラムを1から1,000までというか、このプログラム、このプログラム、このプログラムを移してくださいという具体的な指示ではなくて、今あるプログラムを全て移行して今までどおり使えるようにしてくださいという指示になっている。

○斉藤 明男委員

- ・ その結果、古いプログラムが入ったということなんだが、民間でも結構バージョンアップがあり、変更部分と出力帳票がこういう状況になると説明が加えられる。相当な数があるけれども、システム課でやってもいいだろうし、所管部局で出力帳票を確認してもらうという庁舎内のそういうシステムを構築しなければ、またこういう問題が出てくる。だから、作業前にこういうシステム変更をする、後はバージョンアップでこういうプログラムやソフトが変わると、打ち合わせをしながら終わった段階で出力帳票を全部検証する。そうでなければ、またこういう問題は出てくる。今後、今回の問題を踏まえて改善するよう要望して終わる。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ お分かりになったか。

○齊藤 明男委員

- ・ 答弁があれば、答弁をお願いします。

○総務部長（上戸 慶一）

- ・ 齊藤委員が言うように、ホストコンピューター更新の時期が来るわけで、これも繰り返しになるけれども、全体の帳票をシステム課だけでというのは到底無理な話なので、少なくとも業者との契約でチェックするというのではなくて、あくまでも更新されたものが当然今までと同じように使えるはずなので、それにかかる帳票については齊藤委員の言うように各部の協力も得ながら、一定程度まず確認した上で使うという仕組み作りというか、そういったことは考えていきたい。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 他に発言あるか。（なし）
- ・ 発言を終結する
- ・ 理事者におかれては本日の議論も踏まえ、これからも調査しなければいけない件もあるようであるが、対応を進めていただきたい。
- ・ 理事者は退席願う。

（総務部、会計部退室）

○委員長（工藤 恵美）

- ・ その他、各委員から何か発言あるか。（なし）
- ・ 散会宣言

午後 1 時56分閉会